

第3節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

利根川中流圏域の河川においては、日常的に以下のような維持管理を行う。

- ・河道に堆積した土砂や草木の繁茂などの影響により河川管理上支障となる場合は、河川環境に配慮しつつ、堆積土の除去、立木の伐採、草刈りなどの必要な対策を行う。
- ・堤防が不等沈下、法崩れ、ひび割れ等により弱体化した場合は、堤防の嵩上げや腹付けなどの必要な対策を行う。なお、平成16年の新潟県、福井県等の破堤による水害を契機に実施した堤防点検により対策が必要とされた堤防については、浸透破壊や法面のすべり破壊等の対策工事を実施する。
- ・護岸の亀裂など河川管理施設の異常を早期に発見するため、定期的な河川の巡視を行うとともに、異常を発見した場合には、速やかに修繕などの必要な対策を行う。なお、修繕、改築等を行う場合にも、河川環境の回復、保全等に努める。
- ・取水堰や橋梁などの占用施設で河床の洗掘や河道断面の阻害などの河川管理上支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処置に努める。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して、治水上の影響、河川環境の保全について指導する。
- ・地域住民と協力して河川環境の保全を行うため、草刈りや河川清掃などの河川愛護活動を積極的に支援する。
- ・排水機場、分水堰は、適正な操作・運転を行い浸水被害の軽減を図るとともに、施設を常に良好に保つために必要な計測・点検を行い、その機能の維持に努める。